

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業実績報告書「様式第28号の5（その2）」の記入上の注意事項

- 1 この報告は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（以下「規則」という。）第24条第4項の規定により、前年度の1年間に受託した産業廃棄物をさいたま市内で処分した物が対象となります。
- 2 自らの廃棄物を処分したものについては、報告の対象外です。ただし、自らの廃棄物を自らの施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する処理施設）で処分した場合は、別途、産業廃棄物処理実績報告書（様式第28号の3）による報告が必要です。
- 3 委託者、処分場所、受託者（処分後の廃棄物の委託先）の住所の欄は、当該事業者の本社所在地ではなく、実際に廃棄物が排出された場所、処分を行った場所を記入してください。
- 4 「処分後量」の記入について、処分方法が再生利用の場合においては、全量が再生利用される場合は「0」とし、一部残渣が発生する場合は、残渣物の量を記入してください。
- 5 様式（1）、（2）の事業者ごとの受託量（再委託したものを除く。）の合計と様式（3）の処理施設ごとの年間処理量の合計を一致させてください。
- 6 *1～*4のコード番号は必ず記入してください。また、受託量等の単位は該当する方に必ず○をつけてください。
- 7 *4の処理方法のコードについて、「1」は「3」以外の中間処分、「2」は埋立処分、「3」は処理後に再生利用（例1：がれき類 → 破碎後に再生砕石として売却、例2：金属くず → 切断・圧縮後に売却、等）を目的とした中間処分のことです。
- 8 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物は様式を分けて記入してください。様式は1部しか送付しておりませんので、複写して使用してください。なお、ホームページ（<http://www.city.saitama.jp/index.html>）でも様式をダウンロードできますのでご利用ください。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の運搬・処分実績報告書

— 中間処分業・最終処分業 —

〇〇〇〇年 〇月 〇日

(あて先) さいたま市長

記入例

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社XXXXXXXXX (印)

代表取締役 XXXXX

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

平成〇〇年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の処分実績について、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第24条第4項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	産業廃棄物中間処分業(焼却、破碎)				許可年月日	平成XX年XX月XX日	許可番号	1012XXXXXXXXXX				
産業廃棄物 (特別管理 産業廃棄物) の種類	委託者(排出事業者又は処分業者)				処 分			受 託 者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量 (単位 t・m ³)	※	処分方法	処分量 (単位 t・m ³)	処分後量 (単位 t・m ³)	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量 (単位 t・m ³)	※
	住 所(排出場所)				処 分 場 所			住 所				
廃プラスチック類		XX化学(株)*1	A:4	50 (t) m ³	焼却 *4:1	50 (t) m ³	2 (t) m ³	XXXXXXXXXX	(株)〇〇処分	管理型 埋立	2 (t) m ³	(残)
*3:0:6	さいたま市XX2-1 *2:5:1				さいたま市〇〇3-1 *2:5:1			青梅市〇〇3-1 *2:1:3				
がれき類		XO建設(株)*1	A:5	200 (t) m ³	破碎 *4:3	200 (t) m ³	0 (t) m ³			売却	t m ³	
*3:1:6	越谷市〇〇3-1 *2:1:1				" *2:5:1			" *2:				
木くず		XX建設(株)*1	A:1	30 (t) m ³				XXXXXXXXXX	〇〇処分(有)	焼却	30 (t) m ³	(再)
3:0:8	さいたま市〇〇4-1 *2:5:1				" *2:			上尾市〇〇5-1 *2:1:1				
"	XXXXXXXXXX	(株)XX処分 *1		50 (t) m ³	焼却 *4:1	50 (t) m ³	2 (t) m ³	XXXXXXXXXX	(有)〇〇処分	管理型 埋立	2 (t) m ³	(残)
*3:0:8	川越市〇〇3-1 *2:1:1				さいたま市〇〇3-1 *2:5:1			高崎市〇〇6-1 *2:1:0				

他の処分業者から再委託を受けた場合は、当該業者の許可番号を記入。

処分後の産業廃棄物を委託処分した場合、(残)を記入。

自ら処分せず、他の業者に再委託した場合、(再)を記入。

様式第28号の5（その2）（3）

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（平成〇〇年度）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物） 処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）			
	A *3 廃プラ 0.6	A *3 木くず 0.8	A *3 がれき類 1.6	A *3	種類	排出量	処理方法	処分量
*5 木くず焼却施設 1.7	t m ³	50 (t) m ³	t m ³	t m ³	*3 燃え殻 0.1	2 (t) m ³	*4 委託 管理型埋立	2 (t) m ³
*5 廃プラ焼却施設 0.9	50 (t) m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3 燃え殻 0.1	2 (t) m ³	*4 委託 管理型埋立	2 (t) m ³
*5 がれき破碎施設 1.0	t m ³	t m ³	200 (t) m ³	t m ³	*3 製品	t m ³	*4 売却	3 t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
*5	t m ³	t m ³	t m ³	t m ³	*3	t m ³	*4	t m ³
合計	50 (t) m ³	50 (t) m ³	200 (t) m ³	t m ³		4 (t) m ³		4 (t) m ³

備考 1 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入してください。

2 処分後の産業廃棄物の処理方法の欄には、自己処理又は委託処理の別と具体的な処理方法を記入してください。

3 数量を記入する欄では該当する単位（t又はm³）に○をつけてください。

*3：別表3の産業廃棄物の種類コード表を参照して、種類コードを記入してください。 *4：別表4の処理方法コード表を参照して、処理方法コードを記入してください。
*5：別表5の産業廃棄物処理施設一覧表を参照して、施設コードを記入してください。

排出事業種分類一覧

	事業種	コード名
1	建設業（建築、土木、解体、不動産開発 他） ※下請け工事はA 1に該当	A 1
2	農林業（施設園芸、畜産、林業 他）	A 2
3	漁業（漁業一般、水産養殖 他）	A 3
4	製造業（食料品、衣料、パルプ、石油化学、 出版、鉄鋼、繊維工業、家具装飾品、化学工業、 プラスチック、非鉄、窯業、機械、電気 他）	A 4
5	電気、ガス、水道業	A 5
6	運輸、通信業（鉄道、道路輸送）	A 6
7	卸売、小売業（各種商品卸売、小売）	A 7
8	サービス業（金融、医療、各種サービス）	A 8
9	その他（上記のいずれにも該当しない業）	A 9

都道府県等固有番号

都道府県等名	固有番号	都道府県等名	固有番号	都道府県等名	固有番号
さいたま市	5 1	富山県	1 6	島根県	3 2
北海道	0 1	石川県	1 7	岡山県	3 3
青森県	0 2	福井県	1 8	広島県	3 4
岩手県	0 3	山梨県	1 9	山口県	3 5
宮城県	0 4	長野県	2 0	徳島県	3 6
秋田県	0 5	岐阜県	2 1	香川県	3 7
山形県	0 6	静岡県	2 2	愛媛県	3 8
福島県	0 7	愛知県	2 3	高知県	3 9
茨城県	0 8	三重県	2 4	福岡県	4 0
栃木県	0 9	滋賀県	2 5	佐賀県	4 1
群馬県	1 0	京都府	2 6	長崎県	4 2
埼玉県	1 1	大阪府	2 7	熊本県	4 3
千葉県	1 2	兵庫県	2 8	大分県	4 4
東京都	1 3	奈良県	2 9	宮崎県	4 5
神奈川県	1 4	和歌山県	3 0	鹿児島県	4 6
新潟県	1 5	鳥取県	3 1	沖縄県	4 7

注) 住所がさいたま市の場合は「5 1」を、
さいたま市以外の埼玉県内の市町村の場合は「1 1」を記入して下さい。

産業廃棄物の種類コード表

産業廃棄物	種類	コード	種類	コード
	燃え殻	0 1	動物系固形不要物	1 1
汚泥	0 2	ゴムくず	1 2	
廃油	0 3	金属くず	1 3	
廃酸	0 4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1 4	
廃アルカリ	0 5	銲さい	1 5	
廃プラスチック類	0 6	がれき類	1 6	
紙くず	0 7	動物のふん尿	1 7	
木くず	0 8	動物の死体	1 8	
繊維くず	0 9	ばいじん	1 9	
動植物性残さ	1 0	政令第 1 3 号廃棄物	2 0	

特別管理産業廃棄物	種類	コード	説明等
	特定有害産業廃棄物	廃油（燃焼しやすいもの）	B 1
廃酸（腐食性）		B 2	pH2.0 以下
廃アルカリ（腐食性）		B 3	pH12.5 以上
感染性産業廃棄物		B 4	医療機関等から排出される血液，使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物
廃 PCB 等		C 1	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
PCB 汚染物		C 2	廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，金属くず，陶磁器くずに付着等
PCB 処理物		C 3	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの
廃水銀等		C 4	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「環境省令」という。）で定めるもの）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）
指定下水汚泥等		D 1	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シアン，PCB，トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，酢酸，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，1・4-ジチオチン，ダイオキシン類
銲さい		D 2	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン
廃石綿等		D 3	石綿建材除去事業により除去された当該石綿
ばいじん		D 4	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，1・4-ジチオチン，ダイオキシン類
燃え殻		D 5	カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，ダイオキシン類
廃油（廃溶剤）		D 6	トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，ベンゼン，1・4-ジチオチン
汚泥	D 7	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シアン，PCB，トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロパン，酢酸，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン，1・4-ジチオチン，ダイオキシン類を含むもの	
廃酸	D 8	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，1・4-ジチオチン，ダイオキシン類を含むもの	
廃アルカリ	D 9	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，1・4-ジチオチン，ダイオキシン類を含むもの	

処理方法コード表

処理方法		コード
当該廃棄物を中間処分した場合	中間処分	1
当該廃棄物を最終処分場等に埋立処分した場合	最終処分	2
再生利用を目的とし、当該廃棄物を中間処理した場合	再 生	3

産業廃棄物処理施設一覧表

施設名称		コード	
法第十五条許可施設	汚泥の脱水施設 (10 m ³ /日超)	0 1	
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設を除く。10 m ³ /日超)	0 2	
	汚泥の天日乾燥施設 (100 m ³ /日超)	0 3	
	汚泥 (P C B 処理物は除く) の焼却施設 (5 m ³ /日超又は200 kg/時以上又は火格子面積 2 m ² 以上)	0 4	
	廃油の油水分離施設 (10 m ³ /日超)	0 5	
	廃油 (廃P C B等は除く) の焼却施設 (1 m ³ /日超又は200 kg/時以上又は火格子面積 2 m ² 以上)	0 6	
	廃酸、廃アルカリの中和施設 (50 m ³ /日超)	0 7	
	廃プラスチック類の破碎施設 (5 t/日超)	0 8	
	廃プラスチック類 (P C B 汚染物及びP C B 処理物は除く) の焼却施設 (100 kg/日超又は火格子面積 2 m ² 以上)	0 9	
	木くず又はがれき類の破碎施設 (5 t/日超)	1 0	
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	1 1	
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	1 2	
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1 3	
	廃P C B等、P C B 汚染物又はP C B 処理物の焼却施設	1 4	
	廃P C B等又はP C B 処理物の分解施設	1 5	
	P C B 汚染物又はP C B 処理物の洗浄施設	1 6	
	産業廃棄物の焼却施設 (上記に掲げる焼却施設を除く。200 kg/時又は火格子面積 2 m ² 以上)	1 7	
	最終処分場	イ 遮断型 (有害産業廃棄物の埋立処分場)	1 8
		ロ 安定型	1 9
		ハ 管理型	2 0
上記以外の施設	上記以外の破碎施設	5 1	
	上記以外の焼却施設	5 2	
	上記以外の中和施設	5 3	
	上記以外の分解施設	5 4	
	上記以外の脱水施設	5 5	
	上記以外の乾燥施設	5 6	
	上記以外のコンクリート固化施設	5 7	
	切断施設	5 8	
	圧縮施設	5 9	
	蒸留施設	6 0	
	熔融減容施設	6 1	
	発酵施設	6 2	
	上記のいずれにも該当しない施設	9 9	